

【令和3年度～令和5年度】

所得段階	対象者	保険料割合	保険料年額 (月額)
第1段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「 <b>その他合計所得金額(※1)</b> + 課税年金収入額」が80万円以下の者	基準額 ×0.30	24,756円 (2,063円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「 <b>その他合計所得金額</b> + 課税年金収入額」が80万円を超え、120万円以下の者	基準額 ×0.50	41,256円 (3,438円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「 <b>その他合計所得金額</b> + 課税年金収入額」が120万円を超える者	基準額 ×0.70	57,768円 (4,814円)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の「 <b>その他合計所得金額</b> + 課税年金収入額」が80万円以下の者	基準額 ×0.90	74,268円 (6,189円)
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の「 <b>その他合計所得金額</b> + 課税年金収入額」が80万円を超える者	基準額 ×1.00	82,512円 (6,876円)
第6段階	<b>本人が市町村民税課税</b>	前年の合計所得金額(※2)が、120万円未満	基準額 ×1.12 92,424円 (7,702円)
第7段階		前年の合計所得金額が、120万円以上210万円未満	基準額 ×1.25 103,140円 (8,595円)
第8段階		前年の合計所得金額が、210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50 123,768円 (10,314円)
第9段階		前年の合計所得金額が、320万円以上400万円未満	基準額 ×1.60 132,024円 (11,002円)
第10段階		前年の合計所得金額が、400万円以上600万円未満	基準額 ×1.80 148,524円 (12,377円)
第11段階		前年の合計所得金額が、600万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.10 173,280円 (14,440円)
第12段階		前年の合計所得金額が、1,000万円以上1,500万円未満	基準額 ×2.30 189,780円 (15,815円)
第13段階		前年の合計所得金額が、1,500万円以上2,000万円未満	基準額 ×2.40 198,036円 (16,503円)
第14段階		前年の合計所得金額が、2,000万円以上	基準額 ×2.50 206,280円 (17,190円)